

新居浜市審議会等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開することにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、審議会等の運営の公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として、審議、審査、諮問、調査等（以下「審議等」という。）を行うために設置された審議会、懇談会、審査会、協議会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の非公開等)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を非公開とすることができることとする。

- (1) 法令又は条例等の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、新居浜市情報公開条例（平成19年条例第23号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

2 審議会等の会議は、当該会議の審議等の事項に、前項の規定により非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を容易に分割して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る場合を除いて、会議を公開するものとする。

(非公開等の決定)

第4条 審議会等の会議の部分公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

- 2 審議会等は、会議の部分公開又は非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 3 審議会等の庶務を担当する課等の長は、当該審議会等の会議について第1項の規定により部分公開又は非公開と決定された場合は、広聴担当課長に対し、速やかに会議の部分公開・非公開に関する決定報告書（第1号様式）により報告するものとする。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による公表は、会議開催のお知らせ（第2号様式）に準拠し、次の各号に掲げる例により行うものとする。
 - (1) 市のホームページへの掲載
 - (2) 行政資料室等における閲覧
 - (3) 報道機関への情報提供

(会議の傍聴等)

第6条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する市民に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を提供するよう努めるものとする。ただし、会議資料のうち非公開情報の規定により、非公開とすることができる情報が記載されているものを除くものとする。

4 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して十分配慮するものとする。

(議事録等の作成)

第7条 審議会等は、会議終了後速やかに、会議の開催結果(第3号様式)及び議事録又は議事概要(以下「議事録等」という。)を作成しなければならない。

2 議事録等は、当該会議における発言内容、審議過程等を市民が十分理解できるような形式とするよう努めるものとする。

(会議資料及び議事録等の公表)

第8条 審議会等は、公開した会議の議事録等及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表することとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、同日以後に第5条の規定により公表する審議会等の会議から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に会議開催について公表する審議会等の会議から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行し、同日以後に会議開催について公表する審議会等の会議から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に会議開催について公表する審議会等の会議から適用する。